

工 事 特 別 仕 様 書

- | | | | |
|---------|--------------------------|-------|----------|
| 1 工 事 名 | 農地整備事業(通作・保全) | 伊唐島地区 | P3主塔補修工事 |
| 2 工事場所 | 出水郡 長島町 鷹巣地内 | | |
| 3 工 期 | 令和9年3月10日 限り
(債務負担工事) | | |

第 1 章 総則

- 農地整備事業(通作・保全)伊唐島地区の施工に当たっては、鹿児島県農政部制定「農業土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という)、「農業土木施工管理基準」(以下「施工管理基準」という)、「工事請負契約書」及び「設計図書」に基づいて実施する。共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
- 工事施工条件明示
別添「工事施工条件明示表」のとおり。

第 2 章 工事内容

- 目的
この工事は、農地整備事業(通作・保全)伊唐島地区の事業計画の一環として、伊唐大橋のP3主塔補修工事を行うものである。
- 工事概要
本工事の概要は次のとおりである。

主要工事内訳

工 種	規 格	数 量	備 考
【伊唐大橋補修工】			
P3主塔補修工	構造物補修工(ひび割れ・断面修復)	1 式	
	表面含浸工(ケイ酸塩系)	1 式	
	被覆防食工	1 式	
仮設工	仮設足場	1 式	
	交通誘導警備員	1 式	
管理機器取替工	航空障害灯	1 式	P3主塔・P4主塔
	航路標識灯	1 式	P3橋脚灯

3 . 工事数量

本工事の数量は、設計図面及び参考資料による。
受注者は本工事数量等に関して疑義が生じた場合には、監督職員と協議すること。

4 . 本工事に用いる積算条件について

- 本工事に係る工種は、国土交通省土木工事積算基準の工種区分に示す「橋梁保全工事」を準用している。
- 共通仮設費、現場管理の算定は、土木工事標準積算基準(鹿児島県土木部)を適用し、一般管理費については、土地改良工事積算基準(土木工事)に準じ算定している。
なお、対象額の算定にあたっては、土地改良工事積算基準(土木工事)によるものとする。
- 施工地域区分は、土地改良工事積算基準(土木工事)による「一般交通影響あり(2)-1」を適用しており、土木工事標準積算基準(鹿児島県土木部)では、「一般交通影響有り(2)現道4工種に相当する。
- 橋梁保全工事における金額の端数処理については、土地改良工事積算基準を準用すること。
- 現場環境改善費、週休2日補正については、鹿児島県農政部の要領を適用している。

- (6) 管理機器取替工の積算にあたっては、機器費、設置費(労務及び設置に必要な資材)撤去費、諸経費を含んだ金額を一括計上価格として計上している。

5 . 品質証明について

本工事は、共通仕様書第3編1-1-9(品質証明)の対象工事とする。

6 . 電子納品

- (1) 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン(令和7年3月)」(以下、「ガイドライン」という。)に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

【鹿児島県ウェブサイト】

ホーム > 事業者の方々 > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査
> CALS/EC > 鹿児島県の電子納品について

- (2) ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は、電子媒体で正本1部、副本1部の計2部を提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。

- (3) 前項とは別に、完成検査時には電子媒体で検査用の電子成果品を作成する。

第 3 章 施工条件

1 . 工程制限

この工事の施工については、所定の工期までに完成させ、翌年度の営農、一般交通の通行等に支障を来さないようにしなければならない。

2 . その他

受注者は、工事中に関係地元住民や官公署より交渉を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出て指示を受けなければならない。

第 4 章 現場条件

1 . 関係機関との連絡調整

長島町、地元自治会、漁業協同組合などをはじめ、関係機関と連絡を密にし円滑な工事实施に努めること。

2 . 営農との関連

畑、水田等に立ち入る場合は、土地所有者の承諾を事前に得てから立ち入り工事施工することとし、施工方法について地主と十分協議し、営農に支障のないよう施工すること。
また、周辺の農地についても耕作者等と連絡を密に行い、営農に支障のないよう施工すること。

3 . 地下埋設物

工事施工中において、埋蔵文化財、水道管、ケーブル等を発見した場合は、直ちに工事を中止して監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

4 . 第三者に対する措置

(1) 騒音・振動対策

第三者(隣接建物等)への騒音・振動対策については、特に注意をはらい施工に当たっては、騒音・振動による被害を防止するため、十分な調査・計画をたてること。

また、ブロック積や墓・宅地・構造物等にヒビ、亀裂等が入らぬよう特に注意して施工するとともに毎日1回被害状況を調査すること。

資材等の運搬車両が宅地近辺の県道、町道等を通過する際においても騒音・振動対策に注意すること。

周辺住宅とは、日頃より工事工程等の連絡を行い、良好な対話を図っておくこと。

なお、施工が原因で既存構造物、河川、作物等への被害が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。

- (2) 土砂等の流出防止工
工事区域外への土砂等の流出防止のため仮沈砂施設等、防災施設を設け工事施工に伴う土砂等の流出防止に努めなければならない。
- (3) 保安対策
通行止め等、工事箇所近隣の居住者等とは工事工程を報告する等積極的に地元対策を実施し、トラブルがないようにすること。
また、通行車両や通行人等の安全確保は十分に行うこと。
- (4) 第三者の指導
工事中、関係の地元住民や官公署より指導を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出で指示を受けなければならない。
- (5) 環境への配慮
生コン車によるコンクリートの現場搬入を行った場合、生コン車の洗車水は現場で垂れ流すことなく生コン工場まで持ち帰り適切な処理をしなければならない。
- (6) 既存の建造物
工事の施工にあたり他の建造物、立木等に影響があるときは、監督職員と立会いを行い入念な注意と防護をすること。万一これらに損傷を与えた場合は、受注者の責任をもって直ちに復旧又は補償しなければならない。
- (7) 公害対策
 - 1) 工事の実施にあたっては、水産動植物等に十分配慮し、積極的な汚濁防止対策に務めること。
 - 2) 工事着手にあたり、漁業協同組合に施工計画書に基づき施工時期及び汚濁防止に関する施工方法等について、十分説明を行うこと。
 - 3) 工事の発生材(ごみ、たばこの吸い殻等も含む)は持ち帰るなど、環境保全に努めること。
 - 4) 工事施工中に発生する、粉塵等については、飛散防止対策を徹底するとともに、海面への流入や落下物等を防止するための対策を図ること。

5 . 建設副産物

- (1) 建設副産物が発生した際の適正処理に係る確認方法は次のとおりとする。
 - 1) マニフェスト情報を収録した磁気媒体(CSV形式)による確認
 - 2) 受渡確認票による確認
- (2) 工事完成書類に添付するマニフェストは、E票(写し)とする。
また、工事完了時点でE票が元請業者に返送されていない場合については、A票、B2票及びD票のうち元請け業者で保管する最新の票の写しを添付すること。
但し、この場合においても事後に元請け業者にE票が返送され次第、E票を提出すること。
- (3) 建設副産物の処分等については、**別添「工事施工条件明示表」**を参照すること。

第 5 章 仮設

1 . 工事用道路(維持管理)

近隣の県道、町道等を現場搬入道路として利用することとするが、一般運行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理しなければならない。
また、道路使用前に発注者及び道路管理者と現地確認を行い現状を把握した上で、写真等で記録する。
なお、補修が必要となった場合は、受注者の責任の有無等を踏まえ、設計変更に係る協議を行うことができるものとする。

2 . 指定仮設

以下に示す仮設工は、指定仮設とし設計変更及び検査等の対象とする。

- (1) 仮設足場
 仮設足場の構造は、設計図書等に基づき施工するものとするが、設計条件や施工条件等で問題が発生した場合は、監督職員と協議するものとする。
 仮設足場の強度計算書、壁つなぎ検討書等の安全性確認資料について、着手前に提出すること。
 台風接近時や強風時は、安全対策の強化を図るとともに、事前に対応策等の方針検討を監督職員と行うこと。
 仮設足場の施工にあつては、施工前に労働基準監督署に届け出を行い、許可となり次第、監督職員に報告し着手すること。
 仮設足場の設置期間は、組立、撤去を含め、16ヶ月間を計画している。

第 6 章 工事用地等

1 受注者の裁量による工事用地等

発注者が確保している工事用地以外の用地(現場事務所及び資材仮置き場等)を受注者の裁量で確保する場合は、必要な手続き(一時農地転用等)を経た上で、受注者の責任において処理するものとする。

なお、工事完了後地権者等が土地の返還に承諾する旨を確認できる書類を提出するものとする。

第 7 章 工事用電力

この工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。

第 8 章 工事用材料

1 規格及び品質

各種材料の使用にあたっては、同等以上の品質を有するもので、カタログ、各種成績書により材料使用承認を受けるものとする。

また、原則として監督職員の材料検収を受けるものとする。

(1) 充填材

ひび割れ補修に使用する充填材は、エポキシ樹脂とする。

断面修復工に使用する修復材は、ポリマーセメントモルタルとする。

(2) 含浸材塗布

P3主塔に使用する含浸材はケイ酸塩系とし、水質等に影響を及ぼさないものとする。

(3) 防食被覆材

鋼管杭(外鋼管)に使用する防食被覆材は、水中硬化エポキシ樹脂で水中施工型海洋構造物長期防食材とする。

(4) 航空障害灯

航空障害灯は、中光度白色航空障害灯とし、資材数量及び機器、材料等の規格は別紙3のとおりである。

(5) 航路標識灯

航路標識灯は、LED灯具とし、資材数量及び機器、材料等の規格は別紙4のとおりである。

2 カタログ、各種成績書等

材 料 名	提 出 物	備 考
構造物補修材料	カタログ、試験成績書	ひび割れ補修材、断面修復材
表面含浸材	カタログ、試験成績書	ケイ酸塩系
防塵ネット	カタログ	
仮設足場	カタログ、構造計算書	設計風速42.984m/s
航空障害灯	カタログ	中光度白色航空障害灯
航路標識灯	カタログ	許可標識、簡易標識

3 . 材料保管

各種材料は、使用前に破損、変質の有無を検査し、破損品、変質品は使用してはならない。

また、材料は破損変質を来さないように所定の場所に保管しなければならない。

第 9 章 施工

1 . 一般事項

(1) 工事着手

耕作地を使用する場合には、地権者、耕作者に了承を得た後に行うこと。

(2) 水準点及び基準点

この工事の水準点及び基準点は、監督職員が指定するKBM、トラバース点を使用する。

また、各点間の基準高及び座標等については、着工前、施工中、完成時などの段階で確認するものとする。

(3) この工事の事業計画全体(営農防災計画を含む)について、監督職員と打合せを行い、営農に支障のない施設整備に努めなければならない。

(4) 施工に先立ち、地区界、基準杭等を現地で監督職員の立会のもとに確認しなければならない。

また、これらの杭は工事施工中にあっても移動しないように留意しなければならない。

ただし、施工上支障になる場合は、監督職員と打合せのうえ引照杭等を設け終了後復元するものとする。

(5) 検測又は、確認

この工事では、下記の段階の検測又は、確認について事前に監督職員と協議しなければならない。

また、受注者は工程管理を密にし、検測、確認日の調整を行うよう努めなければならない。

工 種	作 業 段 階	備 考
設計と現場の不一致	現地調査後	
材料検収	主要材料到着後	
構造物補修工	施工前, 施工中, 施工後	
表面含浸工	施工前, 施工中, 施工後	
仮設足場	設置中, 設置後, 撤去中, 撤去後	

※現場管理業務がある場合には確認項目、時期、回数等について監督職員と協議し、指示を得ること。

また、連絡体制等についても確認しておくこと。

2 . チッピング工, コンクリート削孔

既存の構造物に影響を与えないように、施工を行うこと。

3 . 橋梁補修工

1) 図示された施工手順等を確認し施工すること。

2) 設計図書に記載のない、ひび割れ、変状等が確認された場合は、図面、写真等に整理し、対応等について監督職員と協議すること。

3) 表面含浸工の施工にあたっては、下地処理を施し有害物(レイタンス、ほこり、油脂類、塩分等)を除去してから、含浸材の塗布作業を行うこと。

4) 防食被覆工の施工にあたっては、素地調整を施してから、塗布作業を行うこと。

4 . 道路復旧工

道路及び法面の復旧は、工事開始前の状態に復旧すること。

また、道路舗装復旧等は、沈下しないよう十分に転圧し復旧することとし、沈下等があった場合は、受注者の責任で処理すること。

5 . 仮設工

- (1) 仮設工については、「共通仕様書」「土木工事等施工技術安全指針」に則り適正に設置、管理を行うこと。
- (2) 壁つなぎ材を撤去した後は、現状に復旧すること。
- (3) 仮設資材の搬入搬出の際は、周辺の交通状況等を勘案し、安全対策に努めること。また、海上からの搬入搬出にあたっては、船舶の障害とならないよう航路区域への立ち入りは行わないこと。
- (4) 作業は片側交互通行を予定してるが、仮設足場の設置撤去等において、全面通行止めが必要となる場合は、発注者に報告するとともに、事前に関係機関と調整を図り、地域住民へ周知すること。

6 . 橋梁管理機器

(1) 航空障害灯

航空障害灯の取替にあたっては、大阪航空局へ航空障害標識変更届を提出し、回答が届き次第、着手することとする。

P3主塔,P4主塔に現在計8基の高光度航空障害灯が設置されており、当工事で今回、中光度白色航空障害灯に更新し、各々の主塔に1基ずつ設置する計画である。また、既存施設の撤去にあたって、P4主塔に付随する機器,配管,ケーブル等は、P4主塔の補修工事の際に行うものとし、今回の工事では対象外である。

(2) 航路標識

航路標識の取替にあたっては、海上保安庁へ灯具設置変更届を提出し、回答が届き次第、着手することとする。

当工事で今回取替を計画している箇所は、P3橋脚に設置している橋脚灯4基であり、LED灯具への更新を計画している。

第 10 章 施工管理

1 . 施工管理の基準

- (1) 施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準は、監督職員と協議すること。
- (2) 施工管理基準の変更及び除外項目は、協議による。
- (3) 施工管理における規格値は、施工管理基準の管理基準値(参考)を満たす値、もしくは別途定めた社内規格値を採用するものとする。ただし、社内規格値については、施工管理基準の管理基準値を満たす値とする。
- (4) ひび割れ発生状況調査
 - 1) 構造物完成後0.2mm以上のひび割れ幅について、別途指示する調査票により展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても添付するものとする。
 - 2) 調査票の記入方法等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。
なお、完成検査時に調査票を提出するものとする。

第 11 章 条件変更の補足説明

この工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- 1 . 第2章の2、3の工事概要及び工事数量に変更があった場合
- 2 . 地下埋設物等(埋蔵文化財を含む)の出現
- 3 . 排出ガス区分
- 4 . 工事施工に伴い、産業廃棄物が発生した場合。
- 5 . 気象や社会的条件に起因する現象で、設計変更が生じる場合。

第 12 章 安全管理

- 1 . 工事施工の安全を期するため、共通仕様書第1章第1節1-1-42「諸法令、諸法規の遵守」の法律、規則等を守らなければならない。
- 2 . 交通管理については、工事現場内外のトラブル、交通事故の絶無を図り、一般交通の安全性を確保しなければならない。

- 3 . 工事現場を標示する工事板(工事予告版、工事名標識板、協力依頼板、協力感謝板等)は、規定の本数を規定の位置に設置すること。
また、工事区間内は車の通行に支障のないように路面を整理して、安全ロープ、防護柵、夜間標識、バリケード等を設置して、事故防止に努めなければならない。

4 . 交通誘導警備員の配置

(1) 配置計画

交通誘導員については、下記のとおり計上しているが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議する。

配置場所	交通誘導員	編成	昼夜別	交代要員の有無
工事箇所の起点、終点	2名/276日間	防食被覆工除く補修工事実施時、仮設足場クレーン作業以外の期間	昼間	無
工事箇所の起点、終点 伊唐大橋の起点、終点	4名/24日間	仮設足場設置撤去時のクレーン作業を伴う期間	昼間	無

- 5 . 工事施工のための安全対策は、(別紙-1)による。

第 13 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と工事打合せ記録簿及び打合せ書により協議するものとする。

第 14 章 その他

1 . 検査

- (1) 工事は、関係機関の検査及びその他の関係機関の検査を受けることがある。その結果、手直し等を生じた場合は、受注者の負担でこれに応じなければならない。
- (2) 検査に当たっては、現場代理人及び主任技術者並びに施工管理責任者は必ず立会いしなければならない。
- (3) 検査に必要な資料の提出及び測量器械並びにその他の機材の準備については、検査員の指示に従わなければならない。
- (4) 検査ヶ所の修復は、検査員の指示により受注者の負担で速やかにこれに応じなければならない。
- (5) 中間検査は、原則として概ね進捗50%時点又は、不可視部分の施工が終了した時点を目途に行うので、時期及び検査内容について監督職員と協議すること。

2 . 債務負担工事に係る支払い

本工事は、2箇年に及ぶ債務負担工事であるため、年度ごとに支払い(前払金及び部分払い)及び検査を行う必要がある。なお、年度ごとの支払額は予算の範囲内とし、契約時に監督職員と協議するものとする。

なお、契約時に定めた各年度の予定出来高が完了しないことが予想される場合には、変更理由書、変更工程表、変更出来高予定数量を作成し、監督職員と協議するものとする。

3 . 提出書類

- (1) 工事工程管理に基づき、月末の工事進捗見込みを当月25日までに報告するものとする。
- (2) 共通仕様書に基づく施工計画書は、契約締結後速やかに提出しなければならない。
- (3) 必要に応じて工事着手までに、該当する市町村の土砂流出防止対策要綱に基づき定められた様式により「工事着手届出」を提出する。
- (4) 出来高数量等は、契約工期期限の概ね3ヶ月前までに提出する。

4 . 構造物等の充分確認

施工者は、構造物の設計図面等が現地に適合しているか、安全上問題ないか、維持管理上問題ないか等を常に考え確認しながら施工を進め、構造の変更が必要な場合は、必ず監督職員の指示を得てから施工すること。

なお、施工者の確認不足により施工し支障が生じた場合は、受注者の責任において対応すること。

5 . 施工計画書作成の留意点

施工計画書の作成にあたっては、前記の工事内容、現場条件及び受注者の現地調査、並びに経験上の提案等を反映させ、監督職員の確認を得ること。

6 . 見積もり等による施工単価及び資材単価

本工事において、見積等により定めている資材単価等及び、歩掛等の内訳は別添「金抜き設計書」に記載したとおりである。

- (1) 資材単価種別は、金抜き設計書の見積単価一覧表のとおり

7 . 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報取扱特記事項（別紙－2）を遵守しなければならない。

安 全 対 策

第 1 条 工事施工のための安全対策

1 . 分別解体等の方法

(1) 安全標識

- 1) 立入り禁止の標識
- 2) 制限速度及び注意の標識
- 3) 工事予告の標識
- 4) その他上記に準ずるもので掲示板、看板、立札、安全塔、各種標識、掲揚塔、保安塔、回転灯

2 . 安全施設

(1) 工事現場の囲い、手すり、地すり(幅木)

- 1) 工事現場周辺の囲い、有刺鉄線、ロープ等
- 2) 墜落の危険のある作業場所での手すり、地すり、安全ロープ等
- 3) 落下物に対する簡単な金網、板等の防護施設

(2) 高圧機器の感電防止柵等

- 1) 地上に設置する変圧及び、高圧負荷の機器の防護策等
- 2) 簡易クレーン等が道路又は、道路上を横断する場合、落下物に対する簡単な防護施設

(3) 警報装置等

- 1) 交通頻繁な出入口等に設置する警報装置(信号機、カーブミラー等)
- 2) 危険区域からの退避等を知らせる警報装置(鐘、サイレン等)
- 3) その他(トランシーバー、保安燈の電池、赤旗等)

(4) 交通安全施設等

バリケード、セーフティコーン、進入防止柵、歩道柵、放送施設、その他警報施設、遮断機等

(5) その他上記に準ずる危険防止施設

3 . 監視員等の配備

(1) 監視員

- 1) 線路に接近して行う作業で列車及び作業員の安全確保の必要な場合の監視
- 2) コンクリート橋梁仮設作業等の支保工の変形圧縮沈下等の監視
- 3) 土石の崩壊又は落下の危険のある作業場所での監視
- 4) 道路及び通路等に接近して作業をする場合の道路監視

(2) 誘導員

- 1) 土砂場、崖縁、見通し困難な場所、工事用道路と一般道路との交差する箇所、土石等の崩壊、落下の恐れのある箇所、又は他の作業箇所と接近する箇所等で安全上必要な箇所での誘導
- 2) 一般公道上で作業する場合の誘導
- 3) その他上記に準ずるもの

(3) 見張員

- 1) 倒壊及びコンクリート塊、鉄片等の飛散、落下に対する災害防止に必要な場合の見張り
- 2) 見通しの悪いところの見張り
- 3) その他上記に準ずるもの

(4) 信号手

- 1) トラック等の出入頻繁な箇所の信号手
- 2) 点火(発破作業)の合図、退避の合図(旗振り)のため
- 3) 危険作業及び交通頻繁な箇所の信号手
- 4) その他上記に準ずるもの

(5) 安全用品

保安帽、命綱、防じんマスク、防毒マスク、耳栓、信号燈、発煙筒等

第 2 条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 受注者は、個人情報の保護に関する法律(令和15年法律第57号)に基づき個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 2 受注者は、この業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有の制限等)

- 第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 受注者は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

- 第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 第5 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(持ち出しの禁止)

- 第6 受注者は、発注者の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 第7 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 第8 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者(受注者の子会社(会社法(令和17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。
なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 2 受注者は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還）

- 第10 受注者は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。
- 2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（報告義務）

- 第11 受注者は、発注者から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

（事故報告）

- 第12 発注者は、受注者がこの契約による工事を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（監査及び実地調査）

- 第13 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

（指示）

- 第14 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができ、受注者はこれに従わなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

- 第15 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。
- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

（漏えい等が発生した場合の責任）

- 第16 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

【別紙3】

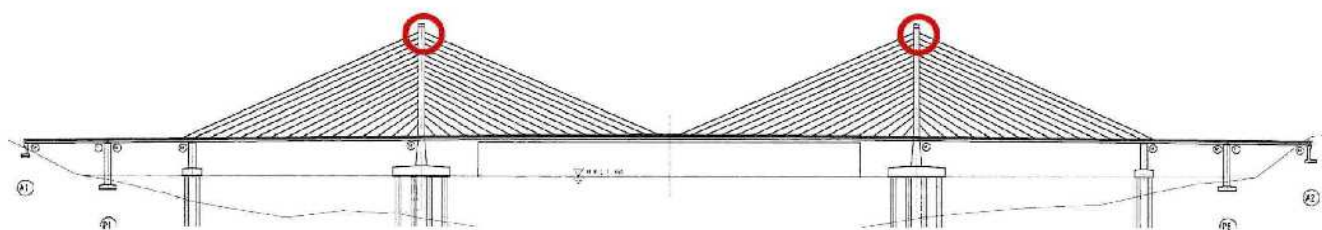
航空障害灯

事業名 : 農地整備事業 (通作・保全)

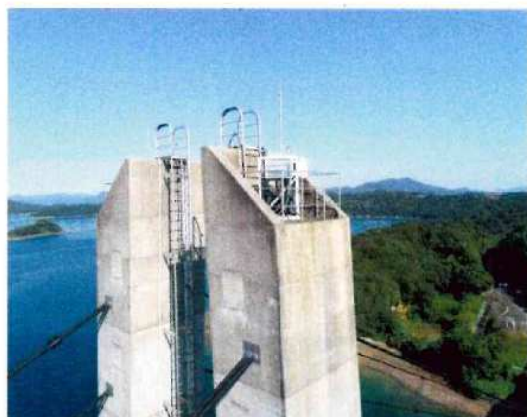
地区名 : 伊唐島地区

中光度白色航空障害灯取替工事 (P3主塔・P4主塔) 資材数量表

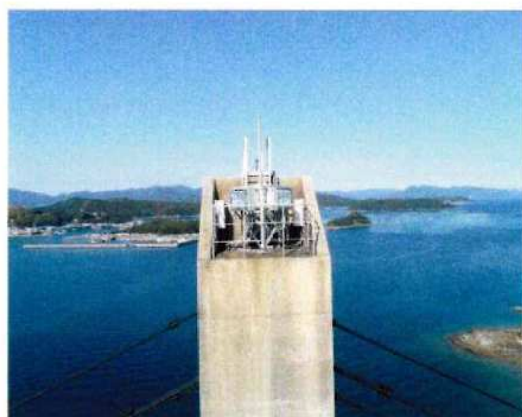
番号	項 目 (内 訳)	規 格 等 (形 状 寸 法)	数 量 ①	単 位	備 考
1	中光度白色障害灯		1	式	
	内訳 中光度白色/赤色航空障害灯	FX-7CR-20K-10	2	基	
	内訳 アラームボックス	XOVP-ACW-1AS01	2	台	
	内訳 管制器	CP-100-A3	1	台	
	内訳 周辺照度検出器	PCE-DCW	1	台	
	内訳 機器 梱包・郵送費		1	式	
2	その他必要資材【P3主塔】				
	内訳 閃光装置取付架台	製作品(アンカーボルト含む)	1	架	
	内訳 電源ケーブル	CV-S3.5sq-3C	85	m	
	内訳 制御ケーブル	CPEV-S0.65-3P	90	m	
	内訳 厚鋼電線管	G16	23	本	
	内訳 厚鋼電線管	G28	20	本	
	内訳 金属製可とう電線管	KSV-16	14	m	
	内訳 金属製可とう電線管	KSV-28	12	m	
	内訳 金属製可とう電線管	KSV-54	15	m	
	内訳 接続箱	SOWP20-55相当品 (端子台付)	1	面	
	内訳 プルボックス	300×300×150 SUS防水 (電線管中継ボックス)	2	個	
	内訳 ノーマルベンド	ZnGP 16	2	個	
	内訳 ノーマルベンド	ZnGP 28	1	個	
	内訳 電線管付属品		1	式	
	内訳 金属製可とう電線管 付属品		1	式	
	内訳 電線管指示金物	SUS	1	式	
	内訳 雑材料		1	式	
3	その他必要資材【P4主塔】				
	内訳 閃光装置取付架台	製作品(アンカーボルト含む)	1	架	
	内訳 電源ケーブル	CV-S3.5sq-3C	75	m	
	内訳 制御ケーブル	CPEV-S0.65-3P	360	m	
	内訳 厚鋼電線管	G16	19	本	
	内訳 厚鋼電線管	G28	19	本	
	内訳 金属製可とう電線管	KSV-16	3	m	
	内訳 金属製可とう電線管	KSV-28	7	m	
	内訳 金属製可とう電線管	KSV-54	10	m	
	内訳 接続箱	SOWP20-55相当品 (端子台付)	1	面	
	内訳 プルボックス	300×300×150 SUS防水 (電線管中継ボックス)	2	個	
	内訳 ノーマルベンド	ZnGP 16	1	個	
	内訳 ノーマルベンド	ZnGP 28	1	個	



航空障害灯設置位置図



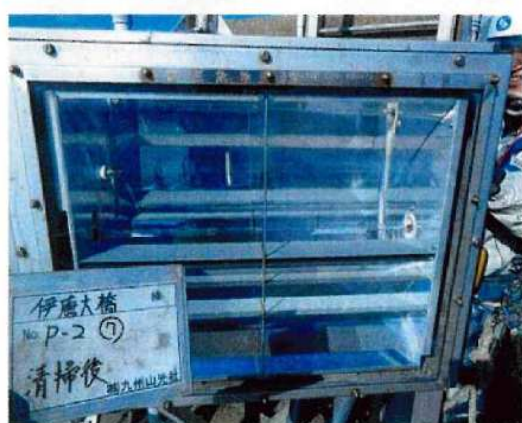
設置状況-1



設置状況-2



P3 部航空障害灯



P4 部航空障害灯

1. 概 要

本書は、**FX 7**型閃光装置 中光度白色／赤色航空障害灯閃光装置（型式：**FX 7CR 20K**以下、本装置）に適用します。各機器は、「国空管技第 318 号航空灯火用特殊機器仕様書（以下、灯仕）」の仕様に基づいて製作されます。

2. 構 成 品

本装置の構成品を表 1 に示します。

表 1 構 成 品

No	品 名	型 式	品 番
1	閃光装置	FX-7CR-20K-10	
2	アラームボックス	XOVP-ACW-1AS01	
3	管制器	CP-100-A3	
4	周辺照度検出器	PEC-DCW	

3. システム系統例

本装置の管制器不使用時のシステム系統例を図1に示します。

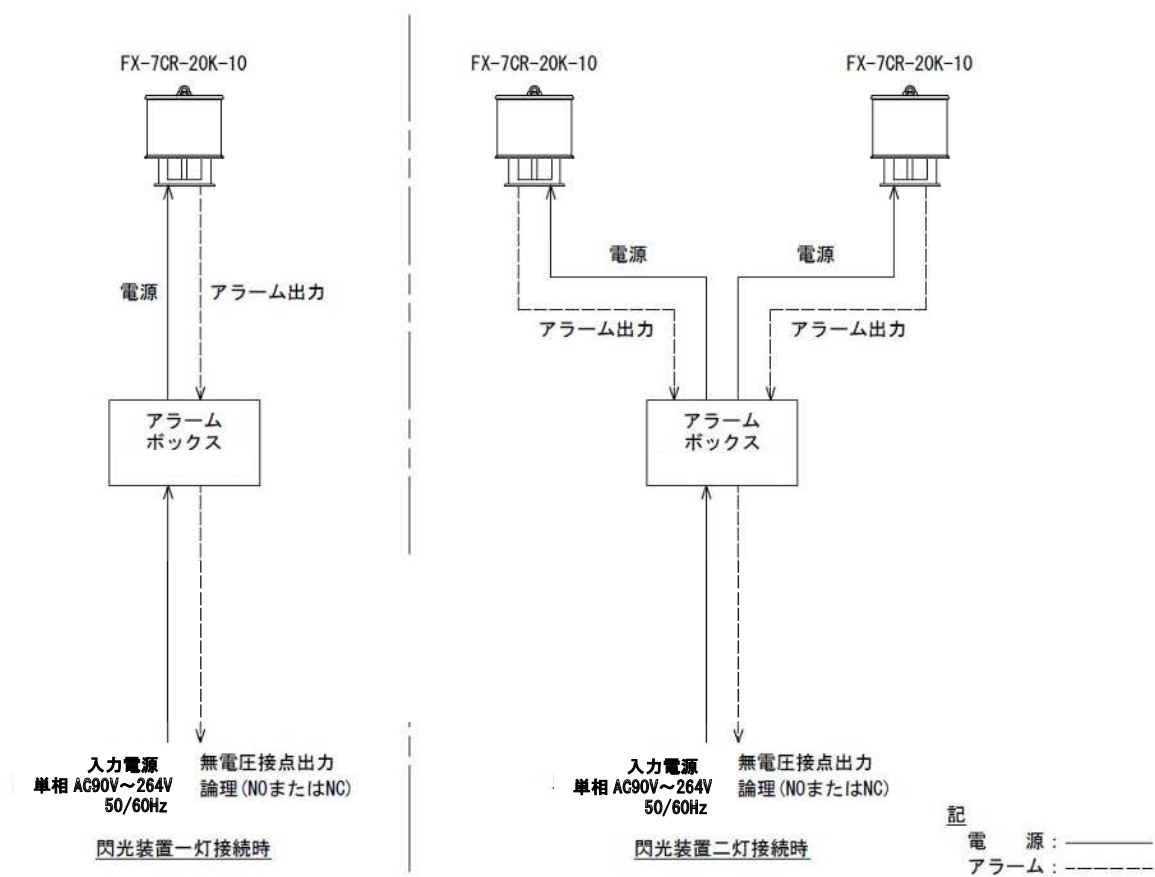


図1 システム系統例（管制器不使用時）

本装置の管制器使用時のシステム系統例を図2に示します。

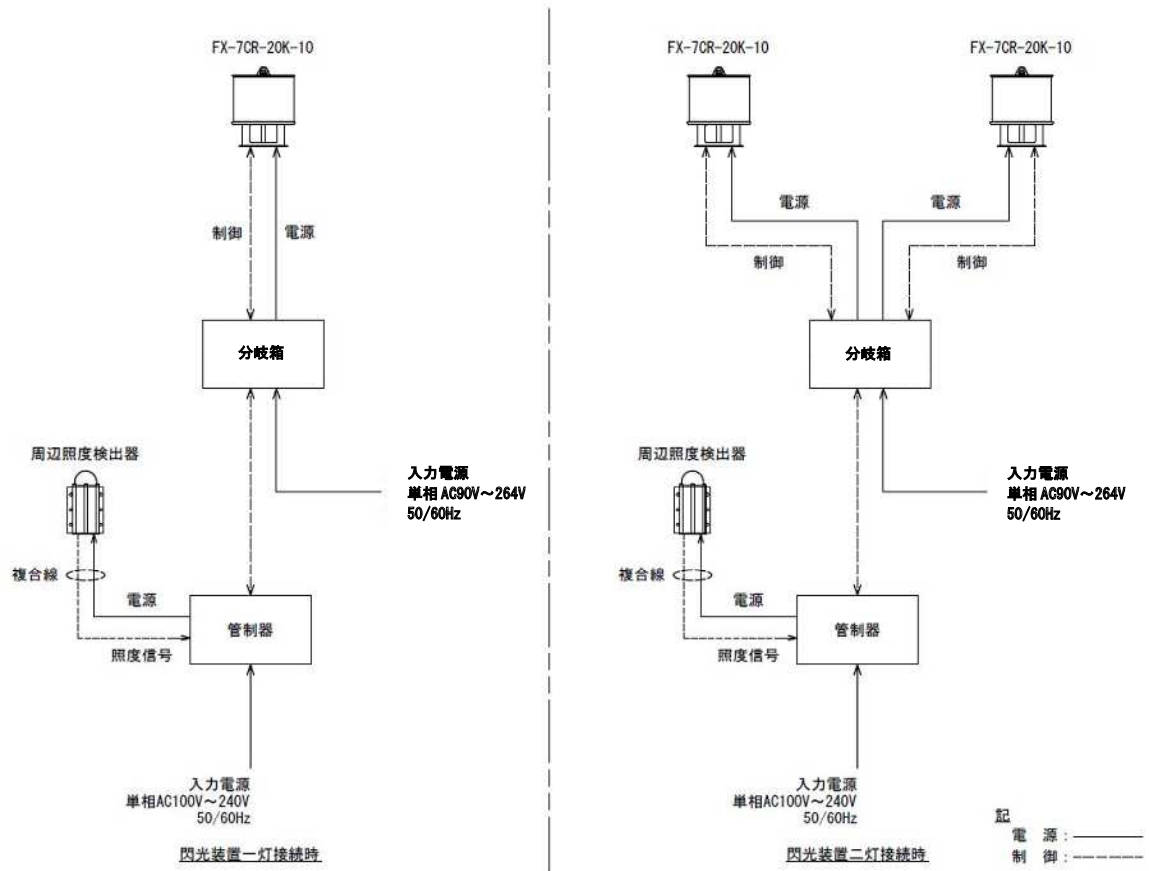


図2 システム系統例（管制器使用時）

(1) 閃光装置

発光部、電源部、制御部、および周辺照度検出素子を同一筐体に収容しているため、単体で閃光が可能です。地理的に離れた物件に設置される閃光装置は、GPS 信号により閃光を同期させることができます。

管制器を接続することで、詳細なアラーム情報や累積点灯時間の確認が可能です。

(2) アラームボックス

閃光装置とお客様にてご用意頂くアラーム受信装置間に接続される電源ケーブル、制御ケーブル、またはアラーム出力用ケーブルを中継・分線します。また、ボックス内に設置のブレーカーにより、閃光装置に供給する電源の **OFF/ON**が可能です。

(3) 管制器

システム全体の監視・制御を行います。周辺照度検出器により検出した照度信号に基づき、灯器の点灯モードを切り替えます。

主要性能は以下の通りです。

- ・点灯同期、動作状態の表示
- ・灯器の点灯時間管理
- ・トータルアラーム、薄暮・夜間情報の無電圧接点出力 (A 接点論理)

(4) 周辺照度検出器

空の明るさである照度を検出します。検出した照度信号は管制器に送信され、灯器の閃光モードを切り替えます。

4. 設計概要

設計概要（F X－7型閃光装置 中光度白色／赤色航空障害灯 FX-7CR-20K）（1／3）

品 名：F X－7型閃光装置 中光度白色／赤色航空障害灯

閃光装置型式: F X－7 C R－2 0 K－1 0

光 学 性 能（中光度白色）

配 光 特 性：

モード	ビーム角			実効光度（cd）			
	ビーム角 光度(cd)	鉛直 (注 1)	水平	ピーク値	鉛 直 角 度		
					-10°	-1°	0°
昼間 (H)	7,500	3° 以上	全方向	20,000 ± 25%	750 以下	7,500 以上 11,250 以下	20,000 ± 25%
薄明 (M)	7,500	3° 以上	全方向	20,000 ± 25%	750 以下	7,500 以上 11,250 以下	20,000 ± 25%
夜間 (N)	750	3° 以上	全方向	2,000 ± 25%	75 以下	750 以上 1,125 以下	2,000 ± 25%

注 1： ビーム角は、各モード毎の実効光度が、ピーク値の最低許容値の 50%に等しくなる値で定義します。

鉛直配光は、ピーク光度が発生している鉛直角度に対して対称となる必要はないものとします。

閃 光 回 数：4 0 ～ 6 0 回／分

光 色：航空白（JIS W 8301 にて規定された航空白の色度範囲内）

光 源：白色高輝度 L E D

光 源 寿 命：5 0,0 0 0 時間

光 学 性 能（中光度赤色）

配 光 特 性：

ビーム角			実効光度（cd）		
ビーム角 光度(cd)	鉛直 (注 1)	水平	ピーク値 (注 2)	鉛直角度	
				-1°	0°
750	3° 以上	全方向	2,000 ± 25%	750 以上 1,125 以下	2,000 ± 25%

注 1：ビーム角は、光度がピーク値の最低許容値の 50% に等しくなる値で定義します。
配光はピーク光度が発生している鉛直角度に対して対象となる必要はないもの
とします。

注 2：実効光度の値とし、明滅回数は 20～60 回/分とします。
明滅の時間比は、明滅 1 周期に対し、明が 1/2 以上、2/3 以下の範囲に設定
するものとします。

光 色：航空赤（JIS W 8301 にて規定された航空赤の色度範囲内）

光 源：赤色高輝度 L E D

光 源 寿 命：1 0 0, 0 0 0 時間

電 気 的 性 能

入 力 電 圧：単相 A C 9 0 V ～ 2 6 4 V、5 0 / 6 0 H z

消 費 電 力：最大電力 9 0 W 以下 平均電力 1 9 W 以下
一日当たりの稼働時間、昼間/薄暮 13 時間、夜間 11 時間使用時の平均電
力

絶 縁 抵 抗：交流低圧回路一括と接地間を 500V 絶縁抵抗計で測定し、30MΩ 以上で
あること。

耐 電 圧：交流低圧回路一括と接地間を耐圧試験器にて交流 1,500V を 1 分間印加
しこれに耐えること。

誘 導 雷：交流入力端子と灯体間に ±1.2 / 50 μ s, 4.5kV のインパルス電圧を正負 3
回印加し、これに耐えること。

本項は検証機にて評価した結果を適用する。

設計概要（F X－7 型閃光装置 中光度白色/赤色航空障害灯 FX-7CR-20K）（3／3）

雑音の強さ：電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）第 8 条第 1 項に基づく電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和 37 年通商産業省令第 85 号）付属の表 2「電気用品の雑音の強さの測定方法」に規定する技術基準の許容値を満足すること。
なお、光源の種類より適用章別は”7（エル・イー・ディー電灯器具）とする。

測定項目	判定基準
雑音端子電圧	526.5kHz～5MHz：56dB 以下 5MHz～30MHz：60dB 以下
雑音電力	30MHz～300MHz：55dB 以下

本項は検証機にて評価した結果を適用する。

機械的性能

寸 法：H 4 1 0 mm × W 2 8 0 mm × D 2 8 0 mm

質 量：1 4 . 0 k g 以下

灯 体 材 質：アルミ

塗 装 色：N 1 . 0 （マンセル値）

環境性能

使用温度範囲：－ 3 0℃～＋ 4 5℃

本項は検証機にて評価した結果を適用する。

防 水：JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級（IP コード）」に規定された保護等級 5 の試験を行い、性能に影響のある浸水がないこと。

耐 風 圧：灯器に 90m/sec の風を 5 分間当て、損傷、破損、緩みが生じないこと。

本項は検証機にて評価した結果を適用する。

品 名 : アラームボックス

型 式 : XOVP-ACW-1AS01

電 気 的 性 能

入 力 電 圧 : 単相 AC90V~264V, 50/60Hz

機 械 的 性 能

寸 法 : H248mm×W312mm×D133mm

質 量 : 6.5kg 以下

筐 体 材 質 : SUS304

環 境 性 能

防 水 : JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級 (IPコード)」に規定された保護等級 5 の試験を行い、性能に影響のある浸水がないこと。

外 部 出 力

電源電圧 (L, N, P E)

RS-485 (D+, D-, S H)

アラーム接点信号 (NO, COM, NC, C 接点)

設計概要（管制器 CP-100-A3）（1／1）

品 名：管制器

品 番：CP-100-A3

電 気 的 性 能

入 力 電 圧：単相AC100V～240V，50／60Hz

消 費 電 力：15W以下（周辺照度検出器の消費電力を含む）

機 械 的 性 能

寸 法：H516.5mm × W300mm × D212mm

質 量：13.0kg以下

筐 体 材 質：SUS316

塗 装 色：無塗装

環 境 性 能

防 水：JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）」に規定された保護等級5の試験を行い、性能に影響のある浸水がないこと。

外部接点出力

No	出力項目	詳 細
1	トータルアラーム	以下の異常を検出した際にアラームを出力。 (1)光源異常 (2)電源部～管制器間の通信異常 (3)管制器～周辺照度検出器間の通信異常 (4)光源寿命 80%（80,000 時間）経過 (5)光源寿命 100%（100,000 時間）経過 (6)管制器電源断
2	薄暮・夜間情報	周辺照度検出器が薄暮・夜間の状態を検出した際に出力。

設計概要（周辺照度検出器 PCE-DCW）（1／1）

品 名：周辺照度検出器

品 番：PCE-DCW

電 気 的 性 能

入 力 電 圧：管制器よりDC+12Vを入力

消 費 電 力：管制器の消費電力を含め15W以下

機 械 的 性 能

寸 法：H214mm × W104mm × D92.5mm

質 量：1.2kg以下

筐 体 材 質：アルミダイキャスト

表 面 処 理：アノダイズ処理

環 境 性 能

防 水：JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）」に規定された保護等級5の試験を行い、性能に影響のある浸水がないこと。

モ ー ド 切 替

検出照度 (lux)	判定モード	発光部点灯状況
400 以上	昼間	白色閃光(昼間モード)
399～41	薄明	白色閃光(薄明モード)
40 以下	夜間	白色閃光(夜間モード) 又は、赤色明滅

1 2 3 4 5 6 7 8

A

B

C

D

E

F

A

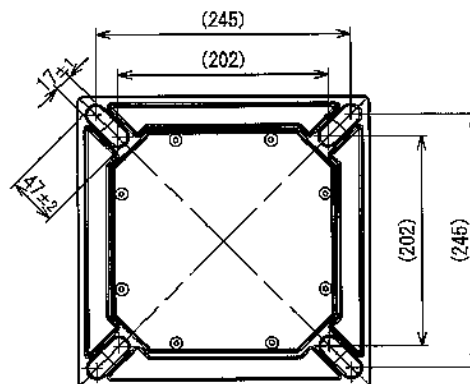
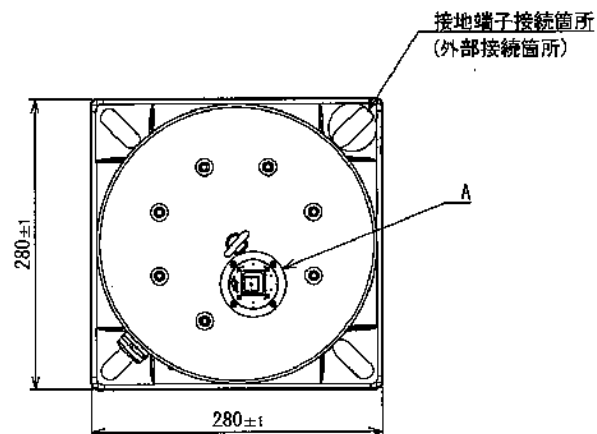
B

C

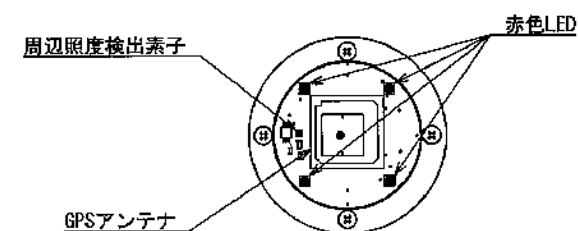
D

E

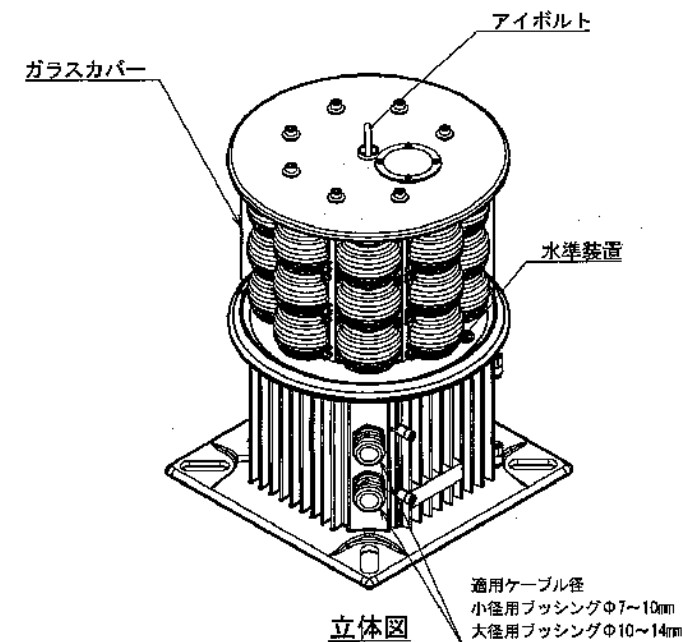
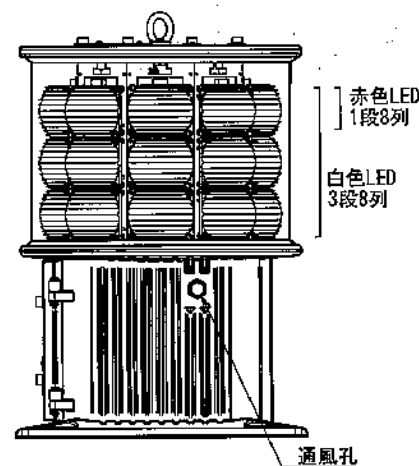
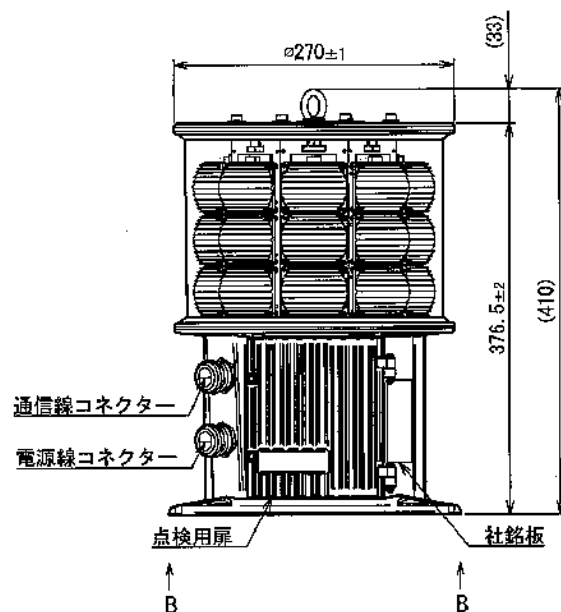
F



B-B



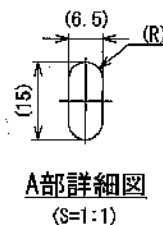
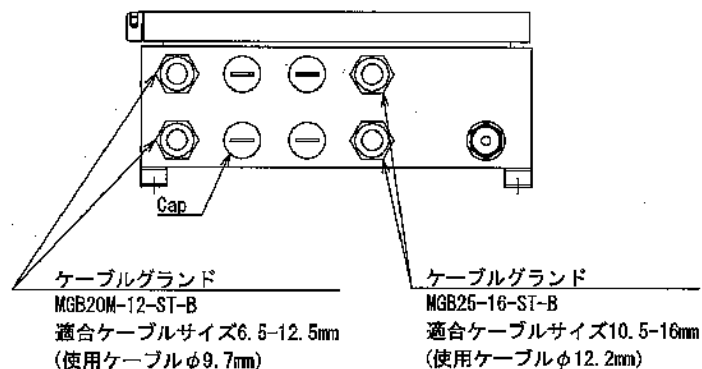
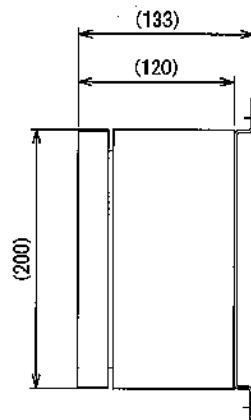
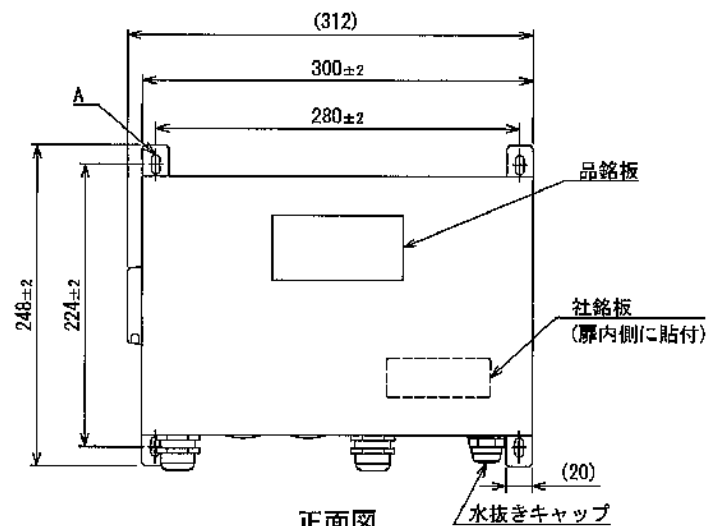
A部詳細図
(S=1:3)



立体図

記

寸 法 : H410mm x W280mm x D280mm
 質 量 : 14.0kg以下
 入力電源 : AC90~264V, 50/60Hz
 灯体材質 : アルミ
 防水性能 : IPX5
 回路図はLD00216-3による



中光度白色/赤色航空障害灯閃光装置

アラームボックス

品銘板詳細図
(S=1:2)

記

寸法 : H248mm x W312mm x D133mm

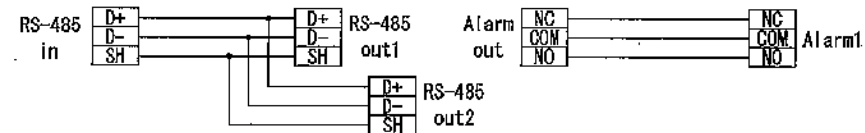
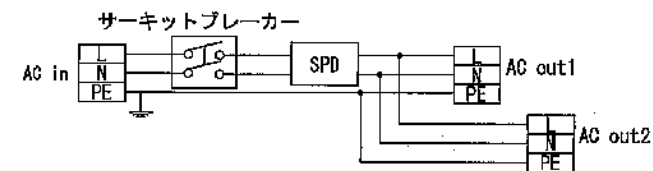
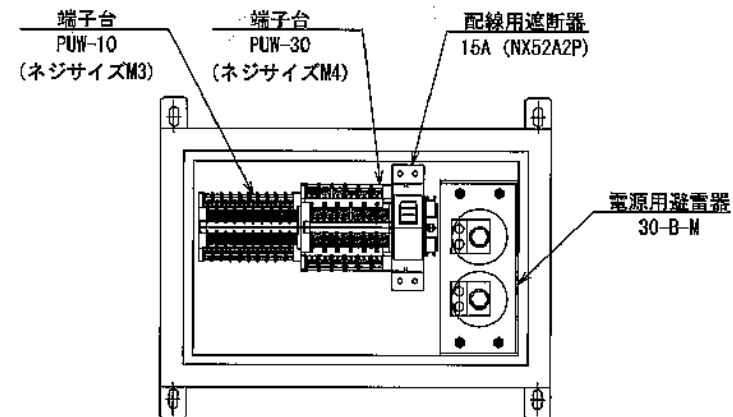
質量 : 6.5kg以下

入力電源 : AC90~264V, 50/60Hz

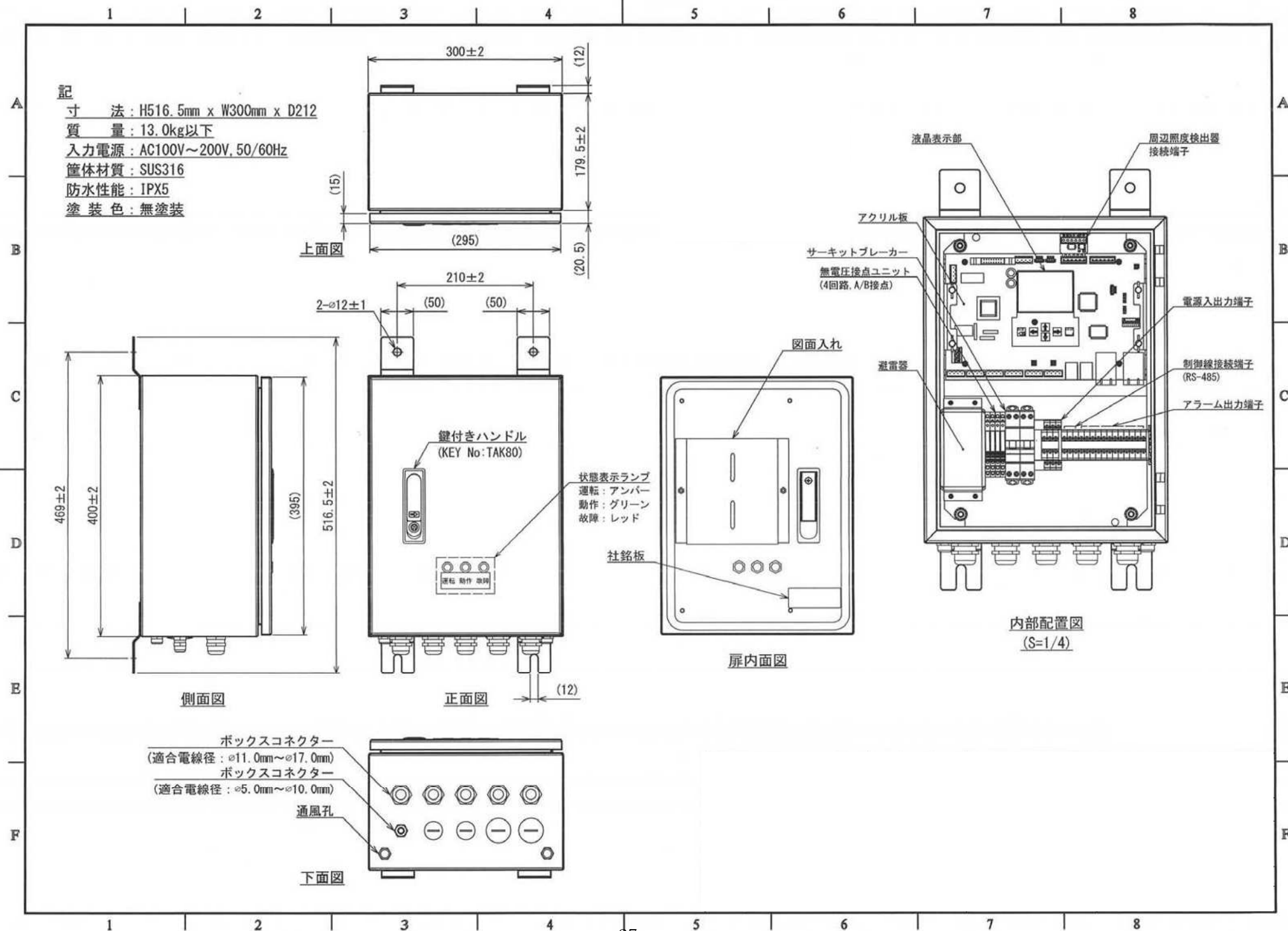
筐体材質 : SUS304

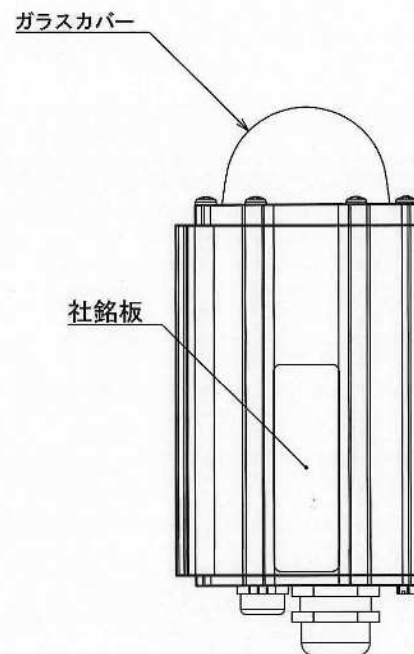
防水性能 : IPX5

塗装色 : 無塗装

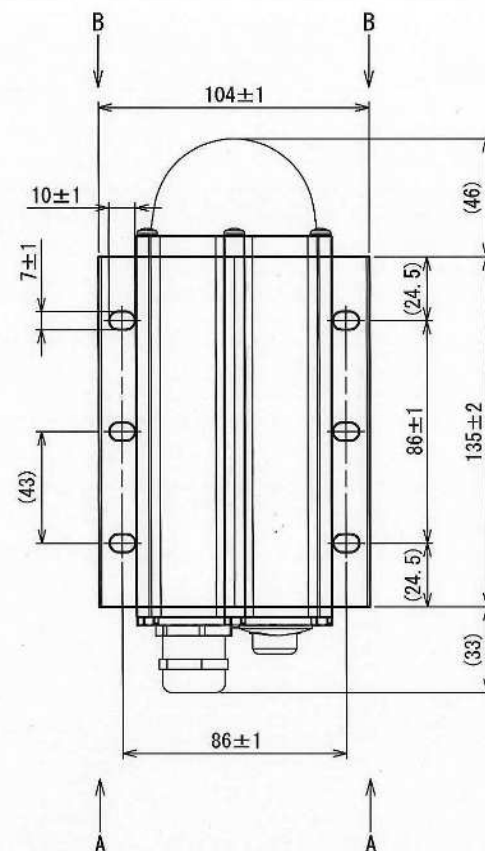


配線図

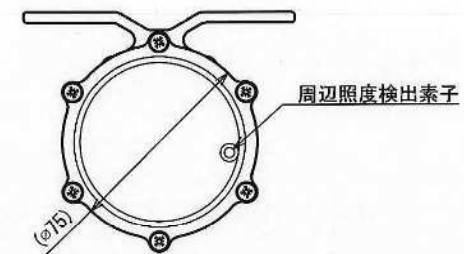




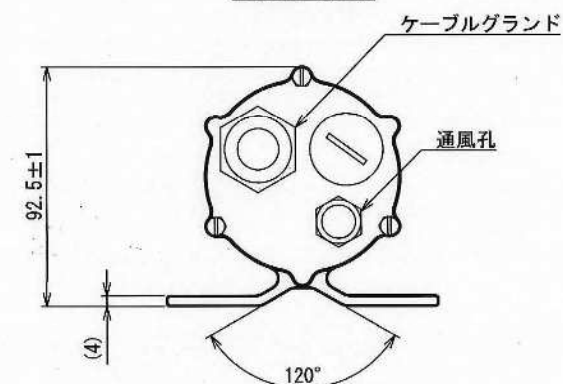
側面図



正面図



上面図 (B-B)



下面図 (A-A)

記

寸 法 : H214mm x W104mm x D92.5mm

質 量 : 1.2kg以下

筐体材質 : アルミダイキャスト

防水性能 : IPX5

表面処理 : アノダイズ処理

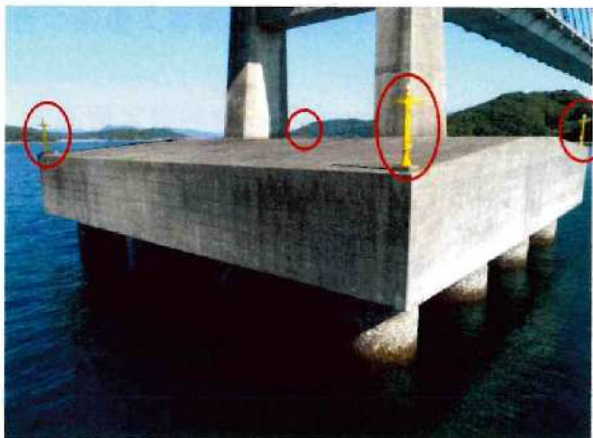
ケーブルグランド適合電線径
: φ11.0mm~φ17.0mm)

【別紙 4】

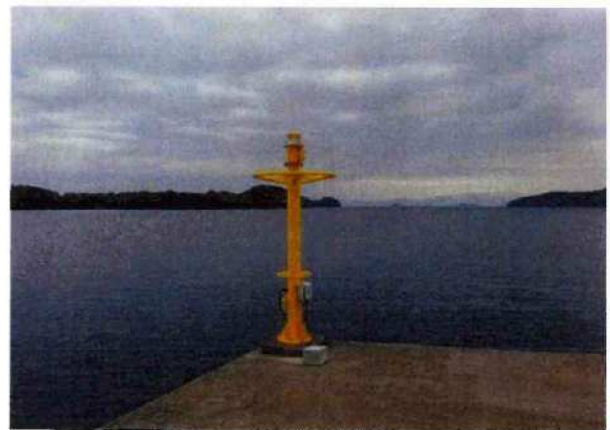
航路標識

事業名 : 農地整備事業 (通作・保全)
 地区名 : 伊唐島地区
 伊唐大橋 P 3 橋脚灯取替工 資材数量表

番号	項 目 (内 訳)	規 格 等 (形 状 寸 法)	数 量 ①	単位	備 考
1	橋脚灯資材		1	式	
	内訳 許可標識 LED灯具ZL-LSW160D型 (許可標識灯)	灯色:黄光 高度:30cd 発散角:広角タイプ 内蔵機器:AC/DC変換器	2	個	
	内訳 簡易標識 LED灯具ZL-LSW160D型 (簡易標識灯)	灯色:黄光 高度:13cd 発散角:広角タイプ 内蔵機器:AC/DC変換器	2	個	
	内訳 灯高調整用アダプタ	許可標識用	2	個	
	内訳 灯高調整用アダプタ	簡易標識用	2	個	
	内訳 スイッチボックス		4	個	
2	その他必要資材		1	式	
	内訳 配線材・雑材料資材	灯具〜スイッチボックス間配線材	1	式	



橋脚灯



橋脚灯

1 概要

本図書は、伊唐大橋橋脚灯（P3橋脚）の老朽換装について述べたものです。

2 改造内容

下記の部材を交換します。

灯具	: 2台（P3橋脚灯 許可標識用）
灯具	: 2台（P3橋脚灯 簡易標識用）
灯高調整用アダプタ	: 2個（P3橋脚灯 許可標識用）
灯ろう取付用アダプタ	: 2個（P3橋脚灯 簡易標識用）
スイッチボックス	: 4台

3 仕様

①橋脚灯（許可標識）

【灯具諸元】

灯ろう	: ZL-LSW160D-Y-1-K6型（160mmフレネルレンズ [※] 使用）
ケーブル入線口	: 筐体下側
光源	: L E D
灯色	: 黄光
灯質	: 不動光
光度	: 30cd（保守率0.77含む）
光達距離	: 3.5海里（大気透過度 T=0.74）
本体色	: 白色（色票番号:LN-95）
寸法・質量	: 添付図ZLLS160D-4000-1-K6参照

【変換器諸元（灯具内蔵）】

入力電圧	: AC200V±10% 60Hz 単相
出力電圧	: DC12V
最大出力電流	: 0.9A

【アダプタ諸元】

主要材質	: アルミニウム合金
本体色	: 黄色（色票番号:L22-80X）
寸法・質量	: 添付図3824004-6参照

②橋脚灯（簡易標識）

【灯具諸元】

灯ろう	: ZL-LSW160D-Y-1J-K6型（160mmフレネルレンズ [※] 使用）
ケーブル入線口	: 筐体下側
光源	: L E D
灯色	: 黄光
灯質	: 不動光
光度	: 19cd（保守率0.77含まず） : 14cd（保守率0.77含む）
光達距離	: 5.5km（大気透過度 T=0.74）
本体色	: 白色（色票番号:LN-95）
寸法・質量	: 添付図ZLLS160D-4000-1-K6参照

【変換器諸元(灯具内蔵)】

入力電圧 : AC200V±10% 60Hz 単相
出力電圧 : DC12V
最大出力電流 : 0.9A

【アダプタ諸元】

主要材質 : アルミニウム合金
本体色 : 黄色(色票番号:L22-80X)
寸法・質量 : 添付図3824004-7参照

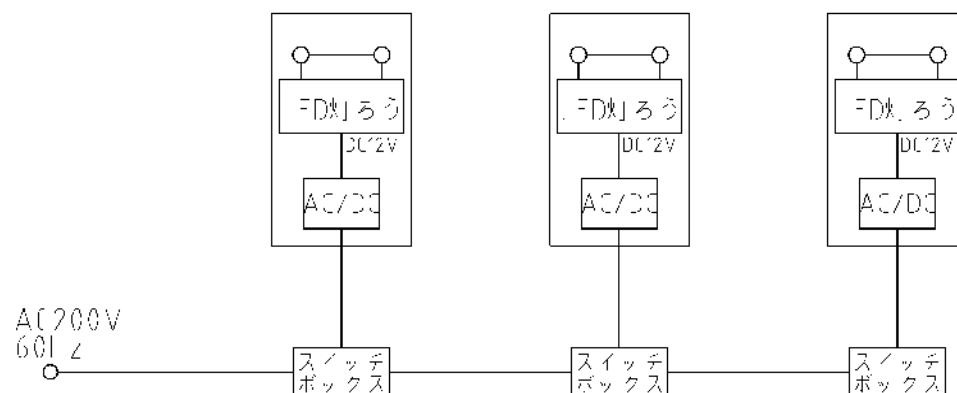
③スイッチボックス

【スイッチボックス諸元】

極数 : 2P
定格電流 : 3A
定格絶縁電圧 : 500V
材質 : FRP製
寸法・質量 : 添付図4-7131-012参照

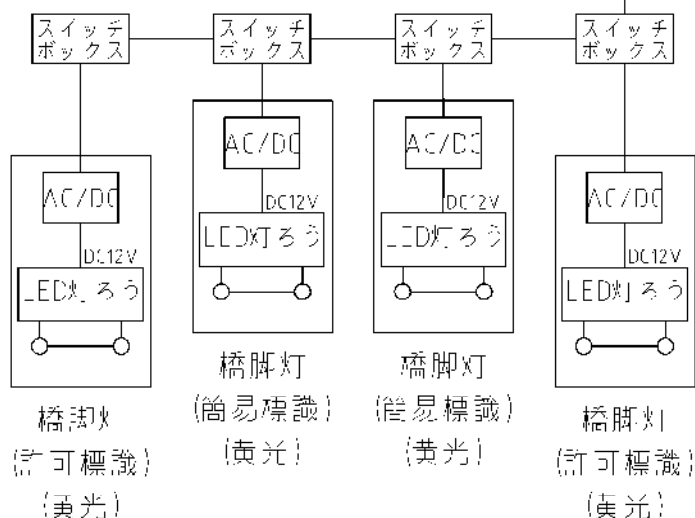
【橋梁灯】

左側端灯 (許可標識、緑光) 中央灯 (許可標識、白光) 右側端灯 (許可標識、赤光)



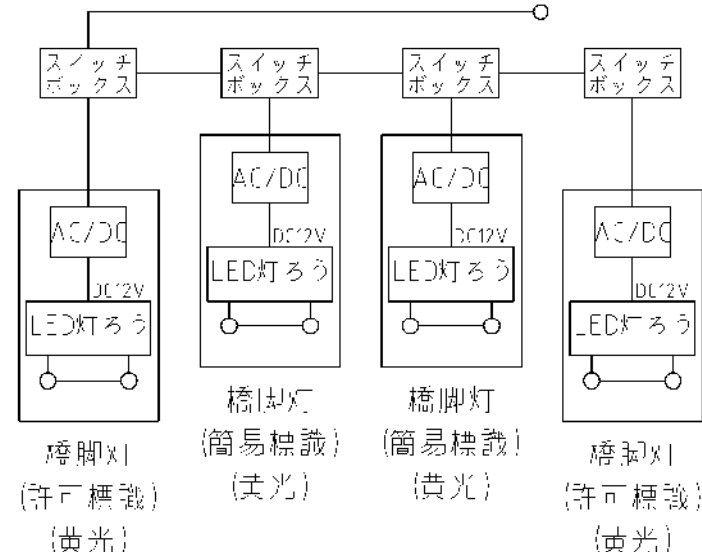
【P3橋脚灯】

AC200V 60Hz



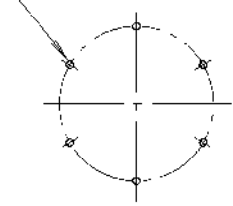
【P4橋脚灯】

AC200V 60Hz



型 式		
名 称	系統図	
図 番	3824004-1	改 訂 0

6-M16
P.C.D 320



アンカーボルト、位置図

灯ろう
(新規)

AC/DC変換器(灯ろう内蔵)
(新規)

灯高調整用アダプタ
(新規)

標体
(既存)

ステップリング
(既存)

スイッチボックス
(新規)

2194

2244

2000

φ150

φ400

鉛直投影面積 : 約0.5m²

全質量 : 約15kg

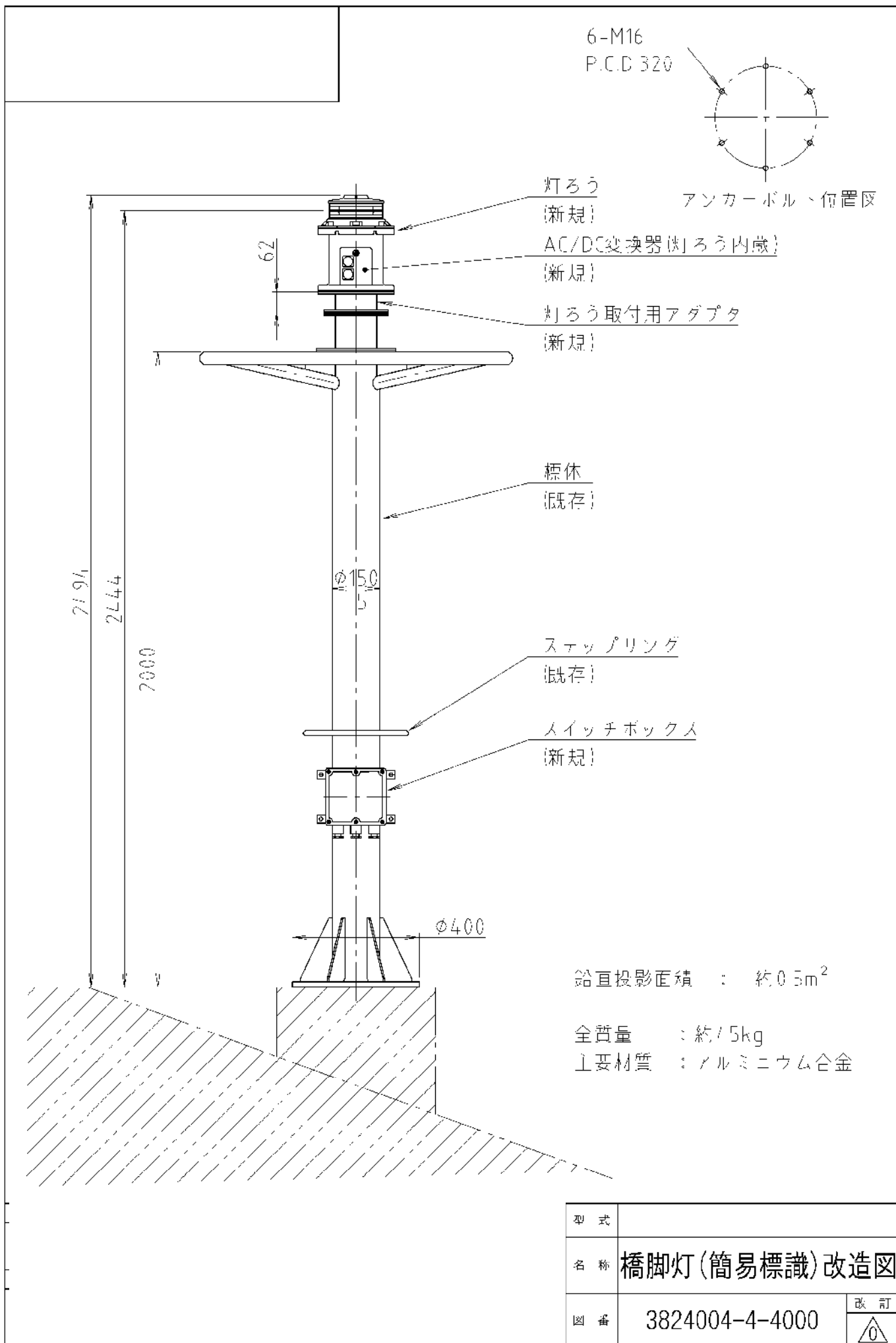
主要材質 : アルミニウム合金

橋脚灯(許可標識)改造図

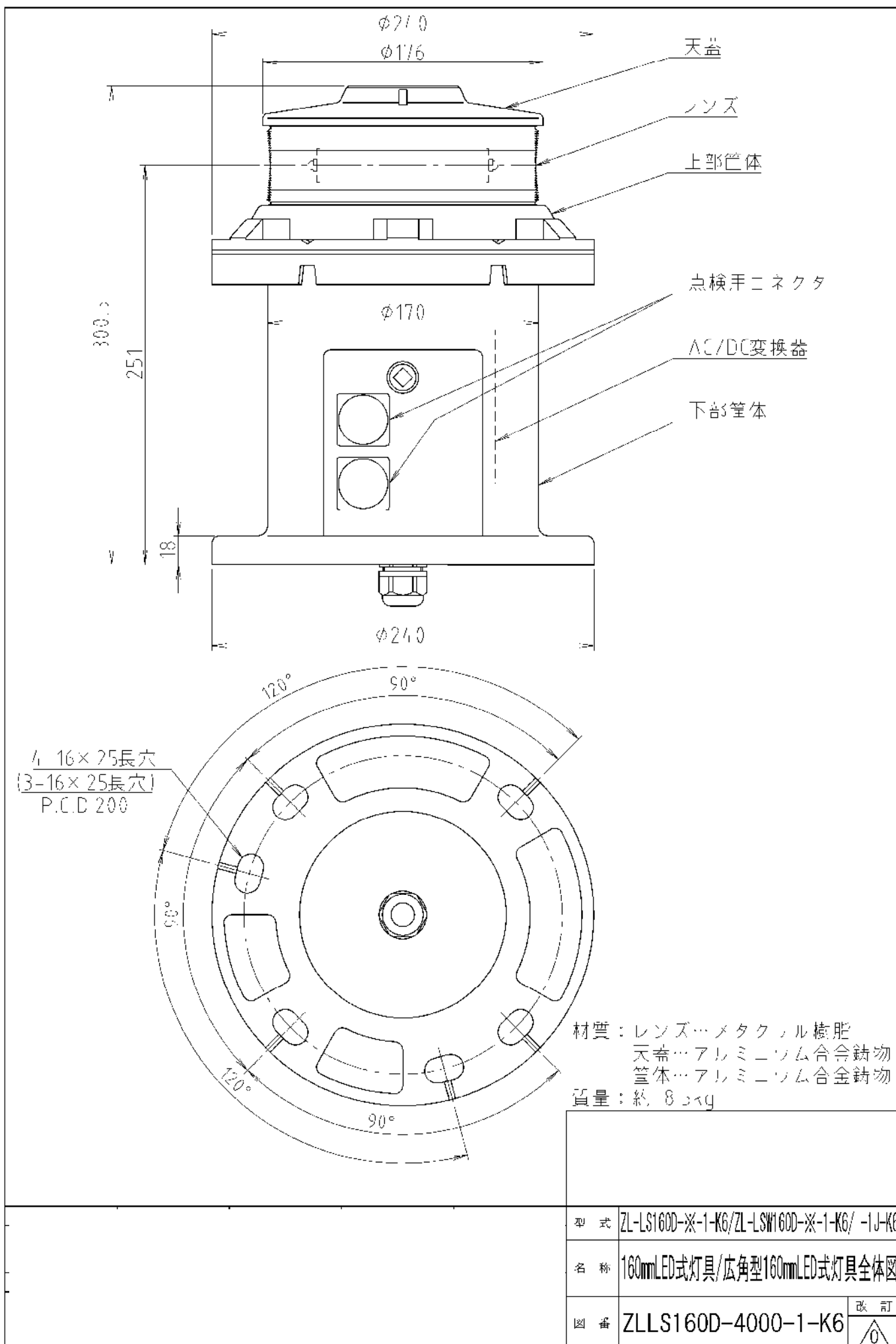
3824004-3-4000

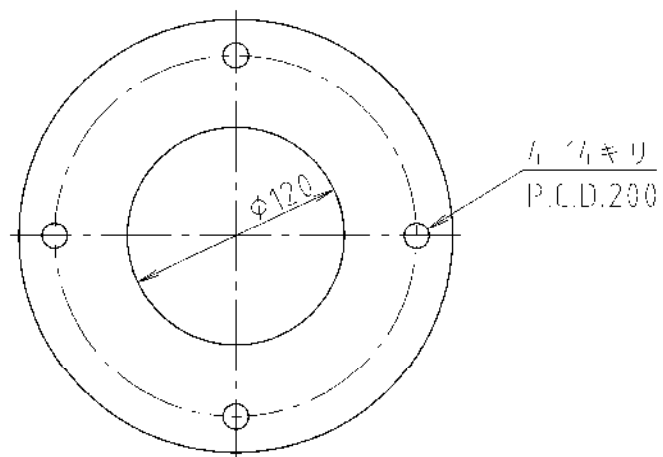
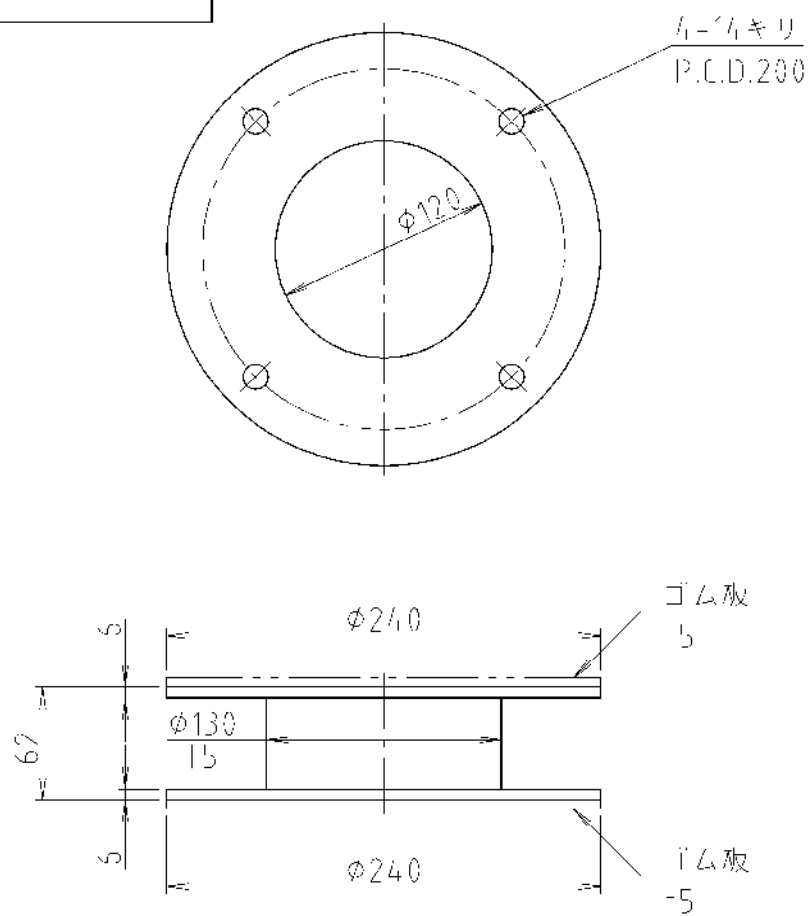
改訂





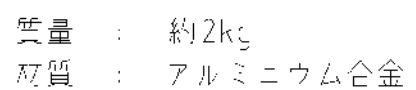
型 式		
名 称	橋脚灯(簡易標識)改造図	
図 番	3824004-4-4000	改 訂
		0



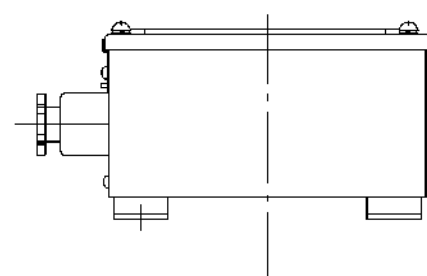
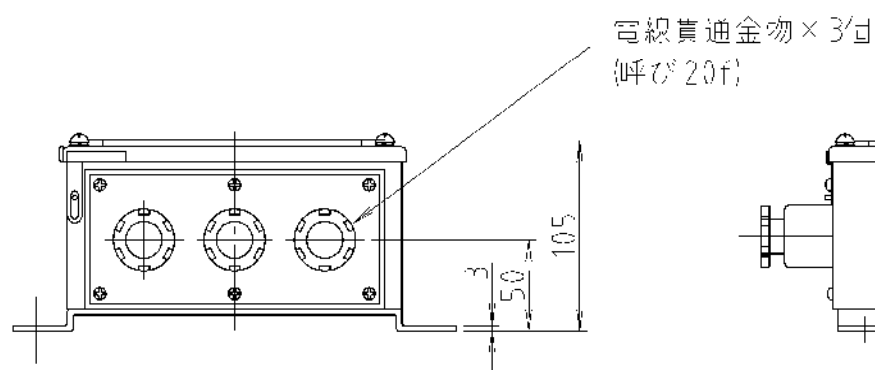
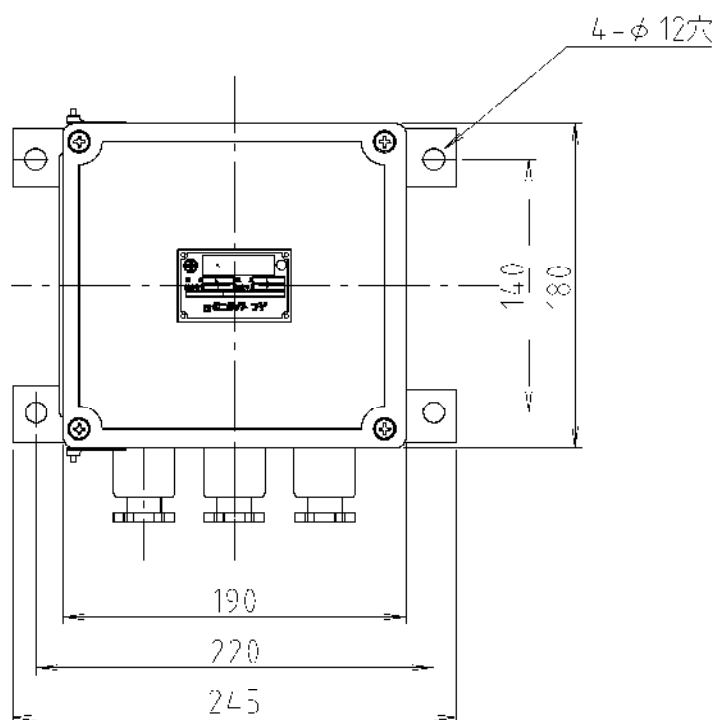


質量 : 約2kg
材質 : アルミニウム合金

型式		
名称	灯高調整用アダプタ(4-4-62)	
図番	3824004-6	改訂 0



型 式		
名 称	灯ろう取付用アダプタ (4-3-62)	
図 番	3824004-7	改 訂 ①



質 品 約3.6kg
材 量 FRP

型 式	EJB-200B2	
名 称	スイッチボックス外觀図	
図 番	4-7131-012	改 訂
		①

工事施工条件明示

工事名：農地整備事業（通作・保全）伊唐島地区 P3主塔補修工事

（令和7年4月版）

明示事項		明示内容	該当	出典	頁
基本事項	概算数量発注	・ 概算数量発注方式による積算, 工期設定	—	共通仕様書 ③1-1-19	244
	契約保証金	・ 契約の保証は, 当初請負金額が500万円を超える場合, 請負金額の10分の1以上の金銭的保証を要す。	○	契約書 第36条	—
	前払金	・ 前払金を40%の範囲内で支払うことができる。	○	契約書 第35条	—
		・ 中間前払金を請求することができる。	○		
	部分払	・ 部分払の請求は2回以内とし, 前払金がある場合も2回とする。ただし, 中間前払金があるときは, 部分払は行わない。	○	契約書 第38条	—
	繰越予定工事の工期	・	—	共通仕様書 ③1-1-3	238
	余裕期間	・ 余裕期間を設定した契約方式の対象工事	—	共通仕様書 ③1-1-4	238
	週休2日試行工事	・ 週休2日試行工事の対象工事	○	共通仕様書 ③1-1-16	244
	環境改善実施要領	・ 工事の実施にあたっては, 「環境改善実施要領(工事編)」に基づき, 受発注者相互に協力し, 取り組むものとする。	○	共通仕様書 ③1-1-43	252
	品質証明	・ 品質証明の対象工事	○	共通仕様書 ③1-1-9	240
	中間検査	・ 中間検査を実施する工事	○	共通仕様書 ③1-1-2	238
	暴力団関係者以外による不当介入を受けた場合の措置	共通仕様書の改定までの間は以下のとおりとする。 県工事等において, 上記(農業土木工事共通仕様書第3編1-1-1 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置)以外の不当介入と考えられる行為を受けた場合は, その旨を遅滞なく県(発注者)に報告及び協議を行うこと。	○	対応方針	—
	特例監理技術者の配置	「特例監理技術者の配置」は, 関係通知文書の廃止に伴い共通仕様書の改定までの間は以下のとおりとする。 -削除-	—	共通仕様書 ③1-1-10	241
	監理技術者等の専任義務の合理化等	建設業法第26条第3項第1号, 第2号, 第26条の5を遵守することとする。	○	建設業法	—
	現場代理人の兼任	共通仕様書の改定までの間は以下のとおりとする。 1 現場代理人の兼任を認める工事 現場代理人は, 請負契約の的確な履行を確保するため, 工事現場の運営, 取締りのほか, 工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金の変更, 契約の解除等を除く。)を処理する受注者の代理人であるが, 次の(1)から(5)のすべてを満たし, 工事現場における運営, 取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合, 工事現場の兼任を認めるものとする。 また, 主たる工種が区画線工事の場合, 次の(1), (2)及び(6)の全てを満たし, 工事現場における運営, 取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。 なお, 専任の主任(監理)技術者と現場代理人を兼務する場合において, 専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については, (2), (4), (5)の要件を満たすものとし, 兼任できる工事は2件までとする。 (1) 兼任できる工事は3件までとし, それぞれの工事の請負金額が4, 500万円未満であること (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること (3) 兼任する工事は, 概ね1時間以内で移動できる範囲 (4) 発注者又は監督員が求めた場合には, 工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと (5) 兼任する現場代理人は, 必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに, 1日1回以上, 担当工事現場を巡回し, 現場管理等に当たること (6) 兼任する現場代理人は, 必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともに, それぞれの現場稼働日は重複しないこと。 2 手続き 現場代理人の兼任を行う場合には, 「兼任(変更)申請書」(別紙1)を提出し, 発注者の承認を得たのち, 必要に応じ, 「現場代理人等選任(変更)通知書」により, 発注者に通知すること。 なお, 各々の工事において, 発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。 3 受注者に対する措置請求 安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合, 建設工事請負契約書第12条に基づき, 受注者に対して, 必要な措置をとるべきことを請求するものとする。	—	共通仕様書 ③1-1-14	242
	法定外の労災保険の付与	・ 「農林水産省土地改良工事積算基準」を適用する全ての工事	○	共通仕様書 ①1-1-50	24
	熱中症対策	・ 熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事	○	共通仕様書 ③1-1-25	246

※1 「該当」欄について ○: 該当 (適用) する —: 該当 (適用) しない
 ※2 「出典」欄共通仕様書について ①: 第1編 ②: 第2編 ③: 第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

工事施工条件明示

工事名：農地整備事業（通作・保全）伊唐島地区 P3主塔補修工事

（令和7年4月版）

明示事項		明示内容	該当	出典	頁														
	時間的制約を受ける工事	・ 時間的制約を受ける工事の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-23	245														
	施工箇所が点在する工事	・ 施工箇所が点在する工事の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-28	247														
	現場環境改善費	・ 現場環境改善費の適用工事	○	共通仕様書 ③1-1-21	245														
	建設キャリアアップシステム	・ 建設キャリアアップシステム活用の対象工事(受注者希望型)	○	共通仕様書 ③1-1-8	239														
	三者技術調整会	・ 三者技術調整会を開催する工事 共通仕様書の改定までの間は以下のとおりとする。 三者技術調整会は、「農業農村整備事業 三者技術調整会実施要領」に基づき実施することとするが、当該要領は鹿児島県ホームページによる。	○	実施要領 共通仕様書 ③1-1-18	244														
	快適トイレの設置	・ 建設現場における「快適トイレ」設置の対象工事(受注者希望型) 「快適トイレの設置」は共通仕様書の改定までの間、以下に読み替えるものとする。 受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。 ・ 快適トイレを設置する場合は、『鹿児島県の建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領』に基づき行うものとする。 なお、試行要領は鹿児島県ホームページから取得できる。 運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、別途計上は行わない。	○	共通仕様書 ③1-1-22	245														
	施工パッケージ型積算基準	・ 農林水産省制定「土地改良積算基準」以外の他省庁が定める施工パッケージ型積算方式を利用 <table><tr><td>歩掛名</td><td>使用基準</td><td>制定元</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	歩掛名	使用基準	制定元													－	共通仕様書 ③1-1-20
歩掛名	使用基準	制定元																	
	石綿使用の有無	・受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿(アスベスト)の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。 石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督署に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。	－	共通仕様書 ①1-1-53	24														
	地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について	1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事実施に当たって不足する技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる試行工事である。 営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。 3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書(以下「計画書」という。)を作成し、監督職員に提出するものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書(以下「変更計画書」という。)を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。	－	特別仕様書	－														
工事関係	夜間工事	・ アスファルト合材夜間小口セツ料金が発生する工事	－	共通仕様書 ③1-1-24	245														

工事施工条件明示

工事名：農地整備事業（通作・保全）伊唐島地区 P3主塔補修工事

（令和7年4月版）

明示事項		明示内容	該当	出典	頁																																										
工事関係	1日未満で完了する作業	・ 1日未満で完了する作業	—	共通仕様書 ③1-1-26	246																																										
	ICT活用工事	・ 発注者指定型 ICT活用工事の対象工事	—	特別仕様書	—																																										
	ICT活用工事	・ 受注者希望型 ICT活用工事の対象工事	—	共通仕様書 ③1-1-15	243																																										
	コンクリート	<table><tr><th>呼び強度 (N/mm2)</th><th>スランブ (cm)</th><th>粗骨材最大寸法 (mm)</th><th>水セメント比 (%)</th><th>セメントの種類</th><th>使用目的</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	呼び強度 (N/mm2)	スランブ (cm)	粗骨材最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類	使用目的																																					—	共通仕様書 ③2-2-1	254
	呼び強度 (N/mm2)	スランブ (cm)	粗骨材最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類	使用目的																																									
構造物品質確認調査	・ 構造物品質確認調査の実施 対象構造物：	—	共通仕様書 ③2-2-2	254																																											
遠隔臨場	・ 遠隔臨場の試行対象(受発注者協議による)	○	試行要領	—																																											
建設副産物	建設発生土の処理	・ 建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受入場所の名称： 受入場所の所在地： 搬出土量： m³ 運搬距離： km その他：	—	共通仕様書 ③1-1-38	249																																										
	再生資材の利用	・ 下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。 <table><tr><th>資材名</th><th>規格</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	資材名	規格	備考													—	共通仕様書 ③1-1-39	250																											
	資材名	規格	備考																																												
建設発生土の利用	・ 盛土又は埋戻に使用する土は、下記工事からの建設発生土(又は購入土、建設汚泥処理土)を利用する。 建設発生土の種類： 工事名： 所在地：	—	共通仕様書 ③1-1-39	250																																											
指定副産物(コンクリート塊)の再生利用	・ 30cm程度に小割して、盛土材として利用する。	—	共通仕様書 ③1-1-39	250																																											
建設リサイクル法 ①分別解体の方法	<table><tr><th>工程</th><th>作業内容</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 □ 有 □ 無 </td><td> □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 </td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工 □ 有 □ 無 </td><td> □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 </td></tr><tr><td>③基礎工事</td><td>基礎工事 □ 有 □ 無 </td><td> □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 </td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 □ 有 □ 無 </td><td> □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 </td></tr><tr><td>⑤本体付属物</td><td>本体付属物の工事 □ 有 □ 無 </td><td> □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 </td></tr></table>	工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	②土工	土工 □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	③基礎工事	基礎工事 □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属物	本体付属物の工事 □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	—	共通仕様書 ③1-1-39	251																									
工程	作業内容	分別解体等の方法																																													
①仮設	仮設工事 □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																													
②土工	土工 □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																													
③基礎工事	基礎工事 □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																													
④本体構造	本体構造の工事 □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																													
⑤本体付属物	本体付属物の工事 □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																													
②施設の名称及び所在地	・ 指定副産物(建設発生土を除く)は、下記の再資源化施設に搬出する。 <table><tr><th>廃棄物の種類</th><th>施設の名称</th><th>所在地</th><th>運搬距離</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																																										
廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																																												
③受入時間	○ ○ 処分場： △ △ 処分場： エコパーク鹿児島：																																														

※1 「該当」欄について ○：該当（適用）する —：該当（適用）しない
 ※2 「出典」欄共通仕様書について ①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

工事施工条件明示

工事名：農地整備事業（通作・保全）伊唐島地区 P3主塔補修工事

（令和7年4月版）

明示事項		明示内容				該当	出典	頁																				
建設副産物	建設汚泥の再生利用	・ 建設汚泥は、下記の処理概要により現場内で再生利用する。 <table><tr><td>中間処理の場所</td><td>中間処理の方法</td><td>再生品の品質</td><td colspan="2">利用用途</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr></table>				中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途												—	共通仕様書 ③1-1-39	250					
	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途																								
①処理概要																												
②品質区分基準	・ 「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用は、下記の条件により算出 <table><tr><td>品質区分基準</td><td colspan="2">指標等</td><td colspan="2">試験回数</td></tr><tr><td>品質基準</td><td colspan="2">コーン指数</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="2">生活環境保全上の基準</td><td colspan="2">土壌環境基準(環境基本法)</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)</td><td colspan="2"></td></tr></table>				品質区分基準	指標等		試験回数		品質基準	コーン指数				生活環境保全上の基準	土壌環境基準(環境基本法)				特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)								
品質区分基準	指標等		試験回数																									
品質基準	コーン指数																											
生活環境保全上の基準	土壌環境基準(環境基本法)																											
	特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)																											
建設副産物	建設汚泥の搬出	・ 指定副産物(建設発生土を除く)は、下記の再資源化施設に搬出する。 <table><tr><td>廃棄物の種類</td><td>施設の名称</td><td colspan="2">所在地</td><td>運搬距離</td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr></table>				廃棄物の種類	施設の名称	所在地		運搬距離											—	共通仕様書 ③1-1-39	251					
	廃棄物の種類	施設の名称	所在地		運搬距離																							
①施設の名称及び所在地																												
②受入時間	○ ○ 処 分 場 : △ △ 処 分 場 : エコパーク鹿児島 :																											
建設副産物	根株、伐採木等の利用					—	共通仕様書 ③1-1-40	252																				
	①発生工事	・																										
	②利用工事	・																										
建設副産物	舗装切断作業時に発生する排水の処理	1 舗装の切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。 産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物処理を委託する際、排出事業者(受注者)は、その責任において、必要な廃棄物情報(成分や性状等)を把握し処理業者に提供するものとする。 2 当該排水の処理に関し、必要な経費については、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。				—	共通仕様書 ③1-1-44	252																				
その他	支給材料及び貸与品	・ 本工事における支給品は、次のとおりとする。 <table><tr><td>支給材料</td><td>規格</td><td>数量・単位</td><td colspan="2">支給場所</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr></table>				支給材料	規格	数量・単位	支給場所																	—	共通仕様書 ①1-1-20	10
	支給材料	規格	数量・単位	支給場所																								
その他	工事現場発生材	・ 下記の現場発生材は、工事現場発生材報告書を作成し、監督職員に引渡すこと。 <table><tr><td>現場発生材名</td><td colspan="3">引渡場所</td></tr><tr><td></td><td colspan="3"></td></tr><tr><td></td><td colspan="3"></td></tr><tr><td></td><td colspan="3"></td></tr></table>				現場発生材名	引渡場所															—	共通仕様書 ①1-1-21	10				
	現場発生材名	引渡場所																										
その他	部分使用	・ 本工事において、工事目的物引渡し前に、工事請負契約書第34条により、下記について受注者の承諾を得て部分使用することがある。 (1) 部分使用範囲 : (2) 部分使用目的 : (3) 部分使用期間 :				—	契約書 第34条 共通仕様書 ①1-1-31	14																				